

第3章 本学における教職課程の単位

免許状を取得するための法定上の最低修得単位数については、「第2章 免許状取得の条件」で説明したとおりです。

そして、本学においては、教育職員免許法に定める「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）」、「教科及び教職に関する科目」のそれぞれについて対応する科目を定めており、免許状を取得するためには次表に示す単位の修得が必要です。

免許状取得希望者は、所属学部配当の主として卒業所要単位数に算入されない自由科目群（文学部、および外国語学部についてはこの限りでない）から所定の科目（単位）を授業時間割および履修制限単位数等を熟慮のうえ、1年次から計画的かつ効率的に履修・修得しなければなりません。

【中一種免】

教育職員免許法に定める科目		修得単位数	
文部科学省令に定める科目		8単位	
教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	必修科目31単位	
	教科及び教科の指導法に関する科目	28単位 (必修科目の修得が条件)	
		合計	59単位

【高一種免】

教育職員免許法に定める科目		修得単位数	
文部科学省令に定める科目		8単位	
教科及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	必修科目27単位	選択科目から8単位
	教科及び教科の指導法に関する科目	24単位 (必修科目の修得が条件)	※「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」のいずれの選択科目の単位でも可
		合計	59単位

必要科目の詳細については、「第5章 学部別一種免許状取得必要科目一覧」を参照してください。